（私立幼稚園利用保護者の皆様へ）

幼児教育の無償化について

令和元年10月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障し、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、幼児教育・保育の無償化が開始されました。幼稚園に係る主な内容は下記のとおりです。

◆保育料　基本的な利用者負担額が**無償**となります。

・**満３歳**から**５歳児**（小学校就学前）までの子どもが対象です。

・上記利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、**<u>これまでどおり保護者の負担</u>**となります。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第３子以降の子どもは副食(おかず等）の費用が免除となります。



◆預かり保育　※**月額12,300円まで無償**となります。

・**共働き世帯の子ども**など、**保育の必要な３歳児から５歳児**（小学校就学前）**までの子どもが対象**です。※満３歳児は翌年４月から

※利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（490円×利用日数）

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,800円	9,800円	200円

※　満３歳になった日から満３歳後最初の３月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万7,700円が上限）

※　幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が８時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万2,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

保育料無償化についての手続きは不要ですが、

「預かり保育無償化」の対象となるには、

別紙「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。

添付書類（就労証明書等）と併せて幼稚園へ提出してください。

※就労を理由に「預かり保育の無償化認定」を受けるためには、

<u>保育所への申請と同等の就労条件（月60時間以上）が必要</u>となります。

（問合せ先）　稚内市教育委員会こども課育成グループ
TEL：0162-23-6530